別　紙

アメリカ合衆国における個人情報保護制度の概要

※本概要は、個人情報保護委員会が公表している「アメリカ合衆国（連邦）の個人情報の保護に関する制度等の調査（令和４年１月更新版）」に基づき作成しています。当事務所は、同調査に示された内容を踏まえ、事業者との間で適切な安全管理措置を講じています。

対象国	アメリカ合衆国
包括的な制度の有無	連邦レベルでの包括的な個人情報保護法令はありません（州法等による規制）。
個別分野等の制度	医療情報（HIPAA）や金融情報（GLBA）などの個別分野、あるいはカリフォルニア州法（CCPA/CPRA）等の州レベルでの包括的法制度が存在します。
適切かつ合理的な措置	当事務所と当事務所が利用する主要な生成 AI 提供事業者はデータ処理契約（DPA）等を締結します。 契約等の締結にあたっては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する措置に準じていることを確認しています。